

「東北デスティネーションキャンペーン」キャッチコピー・ロゴマーク制作業務企画提案募集要領

「東北デスティネーションキャンペーン」キャッチコピー・ロゴマーク制作業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

- 1 案件名 「東北デスティネーションキャンペーン」キャッチコピー・ロゴマーク制作業務
- 2 業務目的

「東北デスティネーションキャンペーン」（以下「東北DC」という。）は、東日本大震災から10年の節目となる2021年に、より多くの方々に復興に向けて歩む東北の姿を見ていただき、これまで寄せられたご支援に感謝の気持ちを伝えるとともに、東北の魅力を多様な企業等とも連携を図りながら国内外へ発信することで、東北観光のブランド化を推進し、将来にわたって東北への誘客および東北の活性化に資する仕組みを作り上げ、東北エリアの活性化に寄与することを目的に実施する。

本業務では、東北DCにおいて、自然・歴史・文化・食など様々な「東北」の魅力を効果的に発信し、「東北」の認知度やブランド力の向上を図るため国内外にアピールできるキャッチコピー・ロゴマークを制作する。

- 3 契約期間
契約締結の日から2020年3月31日まで
- 4 業務内容

(1) キャッチコピー制作

キャッチコピーは日本語と英語の2種類を制作し、英語のキャッチコピーはネイティブチェックにより、海外の方へ伝わる自然なものとすること。

なお、キャッチコピーの提案は上限を3案までとし、案ごとにそのコンセプトの説明を付記する。

(2) ロゴマークの制作

(1) のキャッチコピーに基づくロゴマークを制作する。制作にあたっては、海外への展開も考慮したうえで図示し、そのコンセプトの説明を付記する。

なお、ロゴマークの提案は、(1) のキャッチコピー案ごとに一つとする。

(3) デザインマニュアルの作成（本業務受託者のみ）

マニュアルには、次の項目等を記載すること。

- ① コンセプト
- ② ロゴマーク
- ③ ロゴマークの基本形
- ④ ロゴマーク、キャッチコピーの組み合わせ
- ⑤ 使用例
- ⑥ フォントやカラー規定
- ⑦ アイソレーションエリア
- ⑧ 表示色と背景色の関係（背景色とロゴの視認性）
- ⑨ 使用禁止例

※デザインマニュアルは決定したロゴマークに対してのみ作成するため、(1) および(2) の提案時には作成する必要はない。

(4) 注意事項

- ① 「東北」らしさを踏まえたうえで、東北6県の魅力をわかりやすく伝えるものであること。
- ② 国内のみならず海外にも「東北」を広く発信できるキャッチコピー及びロゴマークであること。
- ③ 東北DC終了後も使用することを念頭に、年間を通じて観光プロモーションとして広く活用できるものであること。
- ④ キャッチコピーを体現したロゴマークであること。
- ⑤ 未発表のもので、他のコンクール等に応募していないものであること。
- ⑥ 応募に際しては、商標出願登録に関する先行商標調査を行い、調査の結果、出願登録が困難であると考えられる場合は、デザインの再提案を行うこと。
- ⑦ フルカラーでデザインするが、拡大・縮小・単色での使用を考慮したものであること。
(ポスター、パンフレット、名刺、ウェブサイトなど広範囲に利用可能なもの。)

5 見積上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税込み）

※消費税及び地方消費税は10%で算出すること。

第2 応募資格

1 応募者は、次に掲げる企画提案への応募資格の要件（以下「参加資格」という。）を全て満たす者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で応募するものとし、協議会との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 東北管内に営業拠点（本社、支店、営業所等）があり、本業務を円滑に処理することができる安定的かつ健全な財政能力を有している法人格を持つ事業者であること。
なお、企画提案書の提出については1事業者につき1応募とする。（1事業者が営業所単位等で複数応募することは不可）
- (2) 過去10年以内（2009年4月1日～2019年3月31日の間）にキャッチコピーやロゴマーク制作業務等の類似業務を受託した実績があること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (7) 単独で企画提案した応募者は、共同提案の構成員となることはできない。

第3 スケジュール（予定を含む。）

1 企画提案募集開始	2019年7月22日（月）
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	2019年7月26日（金）
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限（予定）	2019年8月 1日（木）
4 企画提案への参加申込期限	2019年8月 5日（月）
5 企画提案書の提出期限	2019年8月26日（月）
6 企画提案書の選考結果の通知（予定）	2019年9月下旬（予定）
7 契約	2019年9月下旬（予定）

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

（1）受付期限 2019年7月26日（金）午後3時まで（必着）

（2）提出方法

① 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

dc@tohokutourism.jp

③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

（3）回答方法

質問に対する回答は、2019年8月1日（木）までに（一社）東北観光推進機構ホームページ「旅東北」内に掲載する。<https://www.tohokukanko.jp/business/index.html>
また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

（1）提出書類

① 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

② 宣誓書（様式第3号） 1部

③ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

・過去10年以内に、官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

・過去10年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

（2）提出期限 2019年8月5日（月）午後3時まで（必着）

（3）提出方法 持参又は郵送とする。

（4）提出先 東北デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

（仙台市青葉区一番町2-2-13（仙建ビル8F）【（一社）東北観光推進機構内】）

3 企画提案書の提出

（1）提出書類 企画提案書（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き30ページ以内、カラー印刷も可）11部+企画提案書データを収録したCD-R1枚（PDF形式）

（2）企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

（3）提出期限 2019年8月26日（月）午後3時まで（必着）

（4）提出方法 持参又は郵送とする。

（5）提出先 東北デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

（仙台市青葉区一番町2-2-13（仙建ビル8F）【（一社）東北観光推進機構内】）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

事務局が設置する選定委員会において、提出書の総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を1者選定して業務委託候補者とする。

なお、審査に際しては、事務局にて事前審査を行ったのちに選定委員会での書類選考を行うものとする。

2 企画提案書の選考結果

2019年9月下旬（予定）を目途に全ての企画提案書提出者に選考結果を通知する。

第6 審査方法、評価基準・配点

1 審査方法

- (1) 審査は、応募者から提出された企画提案書等による書類審査とする。
- (2) 選定委員会は、企画提案書に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) (2) の評点の合計点に基づき、選考委員ごとに上位3者まで順位点（1位=5点、2位=3点、3位=1点）を付け、それを合計した総得点により順位を付す。その後、選定委員会において協議を行い、東北デスティネーションキャンペーン推進協議会に報告するものとする。なお、総合得点が同点の場合には、高い順位点を多く得た者を上位者とし、高い順位点が同数の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画提案書等に基づく書類審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得している事を最低条件として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を東北デスティネーションキャンペーン推進協議会に報告するものとする。

2 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）による。

(1) 企画提案内容（配点80点）

- ① キャッチコピーの制作（40点）
コンセプトがわかりやすく訴求力があるか（20点）
本業務の目的・趣旨を理解し、東北らしさを体现した提案となっているか（20点）
- ② ロゴマークの制作（40点）
キャッチコピーを体现したロゴマークとなっているか（20点）
活用しやすいデザインになっているか（20点）

(2) 業務遂行の確実性（配点20点）

- 十分な知識や実績を有し、スケジュール管理及び業務実施体制が整っているか（10点）
経費配分は適切か（10点）

【評価基準】

	10点の 項目	20点の 項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない[中位点]	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - (2) 本実施要領等に従っていない場合
 - (3) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (4) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (5) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 契約

1 契約者の決定

- (1) 審査により選定された優先契約候補者と、契約締結交渉を行うものとする。
- (2) その際の契約金額は、提案した見積金額以内とする。
- (3) なお、協議が整わないときまたは優先契約候補者が参加資格の要件を欠いた場合、または契約締結交渉が不調となった場合は、審査により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

第9 成果物の納品

1 納品方法

次のデータ収録したCD-R 1枚

- (1) キャッチコピー及びロゴマークの完成デザインデータ（AI形式、JPEG形式、PDF形式）
- (2) デザインマニュアル（PDF形式）

2 納期

2019年10月25日（金）

3 納品場所

東北デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局【（一社）東北観光推進機構内】

第10 その他必要な事項

1 著作権等の取扱い

(1) 権利の帰属等

- ① 提案内容は、著作権法「著作権法（昭和45年法律第48号）」に問題が生じないよう配慮すること。
- ② 本業務により新たに発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて東北6県及び仙台市、（一社）東北観光推進機構に帰属するものとする。
- ③ 東北6県及び仙台市、（一社）東北観光推進機構は事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

- ④ 知的財産権、著作権の帰属、著作者人格権、第三者の権利侵害については、契約書に規定する。
- ⑤ 第三者からの権利侵害など損害賠償が提起された場合は、すべて提案者が責任を負うものとし、自らの責任と費用で解決すること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他の関係法令を遵守すること。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めことがある。

(5) 本業務の実施について、優先契約候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と優先契約候補者で協議の上、決定する。

また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次発注者と協議することとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及び
ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 東北の魅力や訴求すべきポイント

(4) 業務内容

- ① キャッチコピーの案
- ② ロゴマークのデザイン案

※①、②ともにコンセプトもあわせて明記すること。

(5) 業務スケジュール

業務実施のスケジュールについては、作業項目ごとに示した工程表を作成する。

(6) 事業の実施体制

事務局の人数と役割など、事業の実施体制を記載すること。

(7) 概算見積書

概算見積書は、業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 その他

ロゴマークについては、CD-Rにより電子データを提出すること。